

**2022年度町田市地域包括支援センター運営事業委託  
(高齢者支援センター) 業務仕様書 (案) について**

主な変更点は以下のとおりです。

<仕様書>

<別紙1>

1 包括的支援事業
(7) 認知症総合支援事業 ア 認知症地域支援・ケア向上 (イ) 認知症とともに生きるまちづくりの推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町田市版チームオレンジに関する検討会議(ワーキンググループ)への参加について明記しました。</li> <li>・「認知症の普及啓発に関するイベント等への参加協力」から「市が実施する認知症普及啓発事業(Dサミット等)の企画・運営への参画及び周知及び集客に関する協力」に変更しました。</li> <li>・その他文言の整理を行ないました。</li> </ul>

<別紙5>町田市認知症初期集中支援チーム業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・チーム員会議について原則3ヶ月に1回の開催から2ヶ月に1回の開催に変更しました。</li> </ul>

<別紙6>認知症サポーター(地域型)養成講座業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意開催としていたところを年3回以上開催に変更しました。</li> <li>・新型コロナウイルスの感染拡大に伴いやむを得ず中止とし、必要回数を満たさなかった場合でも契約上支障のないものとして取り扱う旨の文言を追加しました。</li> </ul>

<別紙8>家族介護者教室業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催要件について任意開催としていたものを年間で2日(1日あたり概ね2時間)開催するものとするとの記載に変更しました。</li> <li>・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、必要回数を満たすことが困難な場合は事前に高齢者福祉課と協議するとの文言を追加しました。</li> </ul>

<別紙9>家族介護者交流会業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催要件について任意開催としていたものを年間で2日(1日あたり概ね2時間)開催するものとするとの記載に変更しました。</li> <li>・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、必要回数を満たすことが困難な場合は事前に高齢者福祉課と協議するとの文言を追加しました。</li> </ul>

<別紙11-1> 地域介護予防推進業務

- ・中止の場合の事務に係る委託料の金額について別紙3の事業別単価表に規定しました。

<別紙11-2> 地域介護予防普及啓発業務

- ・介護予防普及啓発講座の講師に作業療法士を追加しました。
- ・フレイルチェック会（全域版）の開催を年2回から5回に変更しました。
- ・フレイルチェック会（圏域版）について、講師依頼についても委託内容に含めました。
- ・生きる力アップ教室について削除しました。

<別紙11-3> 地域介護予防自主グループ育成業務

- ・オンライン地域介護予防教室について追加しました。
- ・自主グループちょい足しプログラム学習会を地域介護予防自主グループ支援業務に移動しました。

<別紙11-4> 地域介護予防自主グループ支援業務

- ・自主グループちょい足しプログラム学習会、町ネットサポーター養成講座業務、オンライン相談拠点設置業務について追加しました。

<別紙12> 高齢者見守り支援ネットワーク業務

- ・「見守り普及啓発レギュラー講座」「見守り普及啓発ミニ講座」「見守り交流会」の実施回数について任意開催としていたものを実施総回数3回以上としました。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴いやむを得ず中止とし、必要回数を満たさなかった場合でも契約上支障のないものとして取り扱う旨の文言を追加しました。

<別紙13> 介護予防ケアマネジメント

- ・ケアマネジメント費の報酬改定に伴い、所要の箇所を修正しました。